

町で回収する 小型家電類の品目を 変更します

令和3年4月1日から、役場町民生活課・御影支所で回収できるものを次のとおりとしますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

回収できるもの（縦・横が30cm以内のものに限る）

| | | |
|-----------------|---------------|-------------|
| イコライザー（音響機器） | ゲーム機本体 | 電気ストーブ |
| IH 調理器 | 携帯電話 | 電話機（FAX 除く） |
| ウォークマン | CS・BS チューナー | トースター |
| LD・DVD・BD プレイヤー | CD プレイヤー | ノートパソコン |
| MD プレイヤー | 充電機 | パソコン（本体のみ） |
| 延長・電気コード | 炊飯器 | ビデオデッキ |
| オーブントースター | ステレオ（スピーカー除く） | ファンヒーター |
| カーコンポ（スピーカー除く） | デジタルカメラ | リモコン |
| カセットデッキ | 電気スタンド | |

※回収できない小型家電類は、「燃えないごみ」か「大型ごみ」として出してください。

※パソコンのディスプレイは町で回収できませんので、処分方法はパソコン3R推進協会のホームページ（<https://www.pc3r.jp/home/>）をご覧ください。

お問合せ先

TEL : 0156-67-7555

清水町役場 町民生活課生活環境係

HP : <http://www.town.shimizu.hokkaido.jp/>